

YOKOSHIN NEWS

平成27年3月23日
横浜信用金庫

株式会社日本政策金融公庫との「業務連携・協力に関する覚書」および

「スタンドバイ・クレジット制度」に係る基本契約の締結について

—「スタンドバイ・クレジット制度」に係る基本契約の締結は県内初となります—

横浜信用金庫（理事長 大前 茂）では、株式会社日本政策金融公庫 横浜支店、横浜西口支店、川崎支店、小田原支店および厚木支店との「業務連携・協力に関する覚書」を下記のとおり締結しましたのでお知らせします。

横浜信用金庫と日本政策金融公庫（以下、日本公庫といいます。）は、これまでも創業支援を柱とした業務連携に取り組んできましたが、今後更なる取組みの強化を図るために、標記覚書を締結のうえ、包括的な業務連携・協力を行うこととなりました。これを機に、当金庫が有するきめ細かい相談業務と、日本公庫が有する豊富な支援ノウハウにより、お客さまの経営課題等の解決に向けた金融サービスの充実を図って参ります。

また、近年では中小企業の海外進出が増加傾向にある中において、海外進出を視野に入れている中小企業事業者に対するサービス提供の強化を目的として、日本公庫中小企業事業と海外での資金調達支援制度（スタンドバイ・クレジット制度）に係る「信用状取引に係る基本契約書」の締結も行いました。この制度の基本契約の締結は、神奈川県内では初めてとなります。

記

1. 業務連携の目的

創業支援、企業再生、ベンチャー企業支援、農商工連携、経営革新推進、海外展開支援等、中小企業者及び農林水産業者の振興に資するため、資金供給及び情報提供等の各分野に係る連携を円滑に行い、相互に協力し、地域経済の活性化の促進を図ることを目的とする。

2. 業務連携の内容

(1) 包括的な連携・協力

- ①業務連携に係る具体的方策
- ②地域内における経済情報・企業動向
- ③その他連携・協力に係る必要事項
- ④個別企業からの依頼に基づいた当該企業の紹介

(2) スタントバイ・クレジット

【制度要旨】：日本公庫が発行する信用状（S B L C）を担保に、当金庫取引先の現地法人等が海外金融機関から現地通貨で円滑に融資が受けられるようにサポートする制度。

3. 締結日

平成27年3月23日（月）



締結調印式（平成27年3月23日）於：横浜信用金庫本店

以上

